

訴 状 (案)

平成24年●月●日

金沢地方裁判所 民事部 御中

作成者の表示 別紙作成者目録記載のとおり

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

損害賠償請求事件

訴訟物の価額 金●円

貼用印紙額 金●円

第1 請求の趣旨

- 1 被告株式会社大和屋商店及び被告川口食肉荷受株式会社は、原告株式会社フーズ・フォーラスに対し、各自金3億円およびこれに対する平成23年4月16日から支払い済みまで年6分の割合による金員を支払え。
- 2 被告株式会社大和屋商店は、原告●に対し、金●円およびこれに対する平成23年4月16日から支払い済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3
- 10 訴訟費用は、被告らの負担とする。
との判決並びに仮執行の宣言を求める。

第2 当事者

- (1) 原告株式会社フーズ・フォーラスについて
原告株式会社フーズ・フォーラス（以下、「原告フーズ・フォーラス」とい

う。)は、平成9年より、北陸および神奈川県で焼肉のチェーン店を展開していた株式会社であったが、平成23年4月に大規模な食中毒事件が発生したことから、平成23年7月8日付けにて解散し、現在は清算中である(甲第1号証)。

(2) 被告株式会社大和屋商店について

被告株式会社大和屋商店(以下、「被告大和屋」という。)は、昭和61年7月1日より、東京都板橋区大山にて、食肉の卸売および小売業を営んでいる株式会社である(甲第2号証)。

原告フーズ・フォーラスと被告大和屋は、平成20年ころより取引を開始し、原告フーズ・フォーラスの店舗で使用する食肉の一部を被告大和屋より継続的に購入していた。そして、後に述べるとおり、被告大和屋が原告フーズ・フォーラスに供給したユッケ用肉に、腸管出血性大腸菌が付着していたことにより、大規模な食中毒事件が発生した。

(3) 被告川口食肉荷受株式会社について

被告川口食肉荷受株式会社(以下、「被告川口食肉」という。)は、昭和41年5月13日に設立され、と殺場の経営ならびに解体等を会社の目的とする株式会社である(甲第3号証)。被告川口食肉は、上記食中毒事件の原因となった、ユッケ用肉を被告大和屋に納入した業者である。

(4) 原告フーズ・フォーラス以外の原告らについて

原告フーズ・フォーラス以外の原告ら(以下、「原告被害者ら」という。)は、原告フーズ・フォーラスに来店し、上記被告大和屋が納入したユッケ用肉を食べるなどして、上記食中毒事件の被害に遭った者である。

第3 食中毒事件について

1 食中毒事件の発生

平成23年4月、原告フーズ・フォーラスの系列店で飲食をした顧客の大

人数が、食中毒症状を呈し、重篤な者は入院する事態が生じ、被害者の数は100名を超えた（以下、「本件食中毒事件」という。）。富山県の調査結果による総患者数は、181名であり（甲第4号証1頁）、原告フーズ・フォーラスが債権届出等により把握している被害者数は158名である。

うち、溶血性尿毒症症候群¹や、脳症などの重篤な症状となったのは32名であった（甲第4号証1頁）。

発生店舗は、原告フーズ・フォーラスの系列店である、砺波店（所在地 富山県砺波市となみ町1-29）、福井渌店（所在地 福井県福井市渌2丁目1006）、神奈川県上白根店（所在地 神奈川県横浜市旭区上白根729-1）等、複数店舗にて同時に発生した。

平成23年4月28日、被害者のうち重篤であった10歳未満の男児が急性脳症により死亡し、現在に至るまでに合計5名が死亡している。

2 原告フーズ・フォーラスの解散

本件食中毒事件により、原告フーズ・フォーラスは平成23年4月27日富山県の保健所等から営業停止の指導を受け、同年4月29日には全店舗について営業を停止（自粛）せざるを得ない状態となった。

当初原告フーズ・フォーラスは、店舗の再開、その利益による被害者への賠償等、自力による再建を目指していたが、保健所の営業再開許可が下りなかったことや、金融機関による預金口座の払い戻し停止処置による資金繰り悪化等の理由により、原告フーズ・フォーラスは自力での再建を断念し、平

¹ HUSと略される。腸管出血性大腸菌や赤痢菌に感染した際、菌の出すベロ毒素（Verotoxin）が腎臓の毛細血管内皮細胞を破壊してそこを通過する赤血球を破壊することで溶血がおき、並行して急性腎不全となり、尿毒症を発症する。

なお、ベロ毒素（Verotoxin）とは、腸管出血性大腸菌が産生し、菌体外に分泌する毒素タンパク質（外毒素）であり、真核細胞のリボソームに作用して、タンパク質合成を阻害する働きを持つ。腸管出血性大腸菌や赤痢菌の感染時に見られる出血性の下痢や、溶血性尿毒症症候群（HUS）、急性脳症などのさまざまな病態の直接の原因となる病原因子である。

成23年7月8日付けにて解散し、清算手続へ入った。

現在、原告フーズ・フォーラスは清算手続中であり、本件食中毒事件の被害者総数158名より、6億8993万6880円の債権届出を受けている。

3 本件食中毒事件の原因

(1) 用語の説明

下記の(2)及び(3)で述べるとおり、本件食中毒事件の主たる起因菌は、腸管出血性大腸菌0111である可能性が高い。

本件食中毒事件の患者からは、大腸菌0111と大腸菌0157の二種類の大腸菌が検出されている。これらの大腸菌には、ベロ毒素を有するものと有しないものがあり、ベロ毒素を有するものは「ベロ毒素産生性大腸菌」、ベロ毒素を有しないものは「ベロ毒素非産生性大腸菌」と呼ばれる。なお、富山県厚生部生活衛生課ニュースリリース「富山県などで発生した焼肉チェーン店における食中毒について（中間報告）」（甲第4号証）においては、ベロ毒素産生性大腸菌については（VT+）、ベロ毒素非産生性大腸菌は（VT-）と標記されている。

腸管出血性大腸菌0111は、ベロ毒素を有する大腸菌でありベロ毒素産生性大腸菌である。

(2) 菌の検出状況

富山県の調査によれば、患者181名のうち81名（44.8%）において、大腸菌0111への感染が確認されている。そのうち、37名（20.4%）については、腸管出血性大腸菌0111が検出され、27名（14.9%）については、ベロ毒素を有しない大腸菌0111が検出されている（甲第4号証6頁4（2）「患者からの菌の検出状況」参照）。

被告大和屋から原告フーズ・フォーラス系列店の横浜若草台店に納入され保管されていた未開封の和牛去勢のもも肉（ユッケ用肉、被告大和屋での加工日4月13日）からは、大腸菌0111（VT-）が検出されている

が、当該菌の遺伝子は、原告フーズ・フォーラス砺波店を利用し死亡した患者から検出した大腸菌0111（VT（-））の遺伝子と一致し、当該患者から検出した腸管出血性大腸菌0111の遺伝子とも、1バンド違いで一致している（甲第4号証1頁）。

また、複数店舗の患者から検出したベロ毒素を有しない大腸菌は、遺伝子パターンが一致している（甲第4号証7頁（3）参照）。

（3）病因物質

富山県の調査によれば、以下の理由により、本件食中毒事件の主たる起因菌は、腸管出血性大腸菌0111である可能性が高い（甲第4号証、8頁「2病因物質」参照）。

- ① 患者181名のうち81名（44.8%）において、大腸菌0111への感染が確認されていること。
- ② 砺波店利用患者から検出された腸管出血性大腸菌0111と、未開封のユッケ用肉から検出された大腸菌0111（VT（-））は、遺伝子パターンが1バンド違いで一致していること。
- ③ 腸管出血性大腸菌0111と1バンド違いの遺伝子を持つベロ毒素非産生性大腸菌0111が、複数店舗にわたる患者の多くから検出されていること。
- ④ 重篤な症状を示すものの菌が不検出であった患者17名の血清抗体検査では、全員から0111の血清ありの反応が出ており、反対に、全員について0157の血清の反応はでなかったこと。

（4）原因食材

富山県の調査によれば、本件食中毒事件の主な原因食材は、被告大和屋が納入したユッケである（甲第4号証8頁「3原因食品」）。

富山県がそのように判断した理由は以下のとおりである。

- ① 患者の96%が共通してユッケを食しており、統計学的検索から発症との

関連性が高い数値（オッズ比：砺波店 12.89、高岡駅南店 12.63）が示されていること。

- ② 未開封のユッケ用肉から検出した大腸菌と患者から検出した大腸菌の PFG E² が一致していること。
- ③ 他の食材の検査や施設のふき取り検査では、菌の検出がなかったこと。
- ④ 大腸菌 0111（VT（-））を検出したユッケ用肉の加工日が 13 日であり、いずれの患者も、16 日以降に焼肉チェーン店（原告フーズ・フォーラス）を利用した者であったこと。

（5）起因菌の付着時期

被告大和屋から原告フーズ・フォーラス系列店の横浜若草台店に納入され保管されていた未開封の和牛去勢のもも肉（ユッケ用肉、被告大和屋での加工日 4 月 13 日）からは、大腸菌 0111（VT（-））が検出されているが、当該ユッケ用肉は未開封の真空パックであったこと、また、原告フーズ・フォーラスは各店舗に対して食肉の送付手段をもっておらず、被告大和屋より原告フーズ・フォーラスの各店舗に対して直接宅急便にて輸送していたこと（甲第 4 号証 5 頁）からすると、当該大腸菌 0111 は原告フーズ・フォーラスに納入される前の段階で既に当該ユッケ用肉に付着しており、被告大和屋もしくはその前のと畜場のいずれかの処理過程で付着したと考えられる（甲第 4 号証 8 頁「事件発生の要因」参照）。

（5）小活

以上のとおり、本件食中毒事件の主たる原因は、被告大和屋が納入したユッケ用肉に腸管出血性大腸菌 0111 が付着していたことである。

² パルスフィールドゲル電気泳動の略であり、分子量の特に大きい DNA 断片を分離するためのゲル電気泳動の 1 方法である。ここでは、その方法により検出された遺伝子パターンを指しているものと思われる。

第4 原告フーズ・フォーラスの被告大和屋に対する請求

1 被告大和屋の債務不履行

前記のとおり、被告大和屋は、原告フーズ・フォーラスに対し、大腸菌0111及び大腸菌0157が付着したユッケ用肉を納入しており、当該債務不履行によって本件食中毒事件が発生し、原告フーズ・フォーラスは解散を余儀なくされた。

2 被告大和屋の不完全履行と、積極的債権侵害（拡大損害）

一般に、売買契約の売主は、買主に対し、売買の目的物を交付するという基本的な給付義務を負う他に、信義則上、これに付随して、買主の生命、身体、財産上の法益を害しないように配慮すべき注意義務を負っており、瑕疵ある目的物を買主に交付し、その瑕疵によって買主の上記のような法益を害して損害を与えた場合には、積極的債権侵害ないし不完全履行として、民法415条により損害賠償義務があるというべきである（なお、この契約責任は、信義則上その目的物の使用、消費等が合理的に予想される買主の家族や同居者に対しても及ぶと解するのが相当である。）（平成3年3月26日横浜地方裁判所判決。および昭和48年12月27日岐阜地方裁判所大垣支部判決。）。

また、食品販売業者は、消費者より多くの安全性確認・確保の措置をとりうる立場にあり、食品販売を業としてそれによって収益を挙げているのだから、食品販売業者は売主として、買主の生命・身体財産上の法益を害しないよう食品の安全性確認確保の極めて高度の注意義務を負っていると解するのが相当である（前掲昭和48年12月27日岐阜地方裁判所大垣支部判決。）。

さらに、その義務は直接の原因を作出した者でなく、流通の過程である卸売業者であっても、そのまま当てはまり、被告大和屋が原告フーズ・フォーラスに対し、買主の生命、身体、財産上の法益を害しないように配慮すべき注意義務を怠らなかつたことが主張立証されない限り、損害について、積極

的債権侵害として、民法415条により、損害賠償義務を負うものである（前掲昭和48年12月27日岐阜地方裁判所大垣支部判決。）。

以上のとおり、被告大和屋は、原告フーズ・フォーラスとの間の売買契約に基づく債務の履行として行った、本件食中毒事件の起因菌の付着したユッケ用肉の提供は不完全履行であり、被告大和屋が原因菌を直接付着させた場合であればもちろん、そうでなくと畜場で付着していたのだとしても、被告大和屋が卸売業者として付随義務を負う点について変わりはないので、原告フーズ・フォーラスに対して民法415条により、その損害を賠償する義務を負う。

3 損害

(1) 債権届出分

前記のとおり被告大和屋が納入した大腸菌が付着したユッケ用肉によって、本件食中毒事件が発生し、原告フーズ・フォーラスは被害者らより6億8993万6880円の請求（債権届出）を受けている。このうち、488万7705円については、既に被害者らに支払っており後記（3）と重複するため、この分を差し引いた届出額6億8504万9175円を損害として主張する。

(2) 営業損失

また、原告フーズ・フォーラスは健全な財務体質を持つ優良企業であったところ（甲第5号証の1～3）、本件食中毒事件により倒産に至った。よって、原告フーズ・フォーラスには少なくとも将来5年分の営業損失として、5億1712万8445円（最終事業年度の経常利益（1億342万5689円）×5）の損害が発生している。

(3) 既払い治療費

さらに、原告フーズ・フォーラスは、原告被害者らに対し、治療費として少なくとも2598万824円を支払い済みであり、同額の損害が発生している。

以上のとおりであるから、原告フーズ・フォーラスは、合計12億477万

6444円の損害を被っているが、本訴訟では、このうち3億円について請求する（一部請求）。なお、損害の立証については追って行う。

4 本訴訟に至る経緯

原告フーズ・フォーラスは、被告大和屋に対し、書面による請求及び調停の申立を行ったが、不調となった（甲第6号証、甲第7号証、甲第8号証）。

第5 原告フーズ・フォーラスの被告川口食肉に対する請求

1 固体識別番号の一致

本件食中毒事件の起因菌が付着していた未開封のユッケ用肉は、被告大和屋が、被告川口食肉荷受株式会社（以下、「被告川口食肉」という。）から仕入れたものであった。横浜市保健所によれば、当該未開封のユッケ用肉は、固体識別番号（1251134087）が付されており、当該固体識別番号から検索すると、出荷したのは被告川口食肉であることが判明している（甲第9号証、甲第10号証）。

2 債権者代位

前記のとおり、本件食中毒事件の起因菌は、被告大和屋より前の被告川口食肉で付着していた可能性もある。被告川口食肉では大腸菌が生息する内臓を取り扱う現場であることからすると、むしろ川口食肉の段階で付着していた可能性が高い。そうであるとすれば、被告大和屋は、被告川口食肉に対し、債務不履行に基づく損害賠償請求として、原告フーズ・フォーラスが被告大和屋に対し請求する金額の総額と同額の債権を有することになる。したがって、原告フーズ・フォーラスは、被告大和屋が被告川口食肉に対して有する当該債権について、原告フーズ・フォーラスが、被告大和屋に対して有する前記債権の金額の範囲で、被告大和屋に代位して請求する。

3 被保全債権

被保全債権は、前記第4に記載の、原告フーズ・フォーラスの被告大和屋

に対する債務不履行に基づく損害賠償請求権 1 2 億 4 7 7 万 6 4 4 4 円のうちの一部としての 3 億円である。

4 無資力

被告大和屋の原告らに対する債務は、総額●億円を超えるが、被告大和屋は、資本金 2 0 0 0 万円の株式会社であり、被告大和屋の本店所在地の土地建物も他人名義のものであり、他に見るべき資産はない（甲第 1 1 号証）。したがって、被告大和屋には、原告らの被保全債権を満足させるに足りる財産はない。

5 被告大和屋の被告川口食肉に対する請求権

被告大和屋と被告川口食肉は、食肉について継続的な売買を行ってきた。

平成 2 3 年 4 月 1 1 日頃、被告川口食肉は、大腸菌が付着した状態の食肉（固体識別番号 1 2 5 1 1 3 4 0 8 7）を、被告大和屋に卸した可能性があり、これが原因となって、本件食中毒事件が発生した。

その結果、被告大和屋は、原告フーズ・フォーラスより、総額 3 億円（但し、一部請求）の請求を受けるに至り、同額の損害を被った。

したがって、被告大和屋は、被告川口食肉に対し、債務不履行に基づく損害賠償請求権または不法行為として少なくとも 3 億円の請求権を有する。

6 本訴訟に至る経緯

原告フーズ・フォーラスは、被告川口食肉に対し、本件食中毒事件の責任の所在について、話し合いの機会を設けたい旨申し入れたが、拒否された（甲第 1 2 号証）。

第 6 原告被害者らの被告大和屋に対する請求

- 1 被告大和屋は、と畜された牛を仕入れ食肉として加工して出荷する者であり、製造物責任法第 3 条の「製造業者等」に該当する。
- 2 被告大和屋は、平成 2 3 年 4 月、大腸菌 0 1 1 1 及び大腸菌 0 1 5 7 の付

着したユッケ用肉を、被告フーズ・フォーラスに引き渡し、その時点において、当該ユッケ用肉は被告大和屋の加工した動産であった。

- 3 原告被害者らは、被告大和屋が原告フーズ・フォーラスに納入したユッケ用肉を食したために、本件食中毒事件の被害を被ることとなっており、当該ユッケ用肉は通常有すべき安全性を欠いている。
- 4 上記被害により、被害者らは、生命・身体・財産を侵害され、別紙損害一覧のとおり損害を被った。
- 5 よって、製造物責任法第3条または不法行為により、請求の趣旨記載の請求をする。

第7 小活

以上のとおりであるから、原告フーズ・フォーラスは、被告大和屋に対しては債務不履行または不法行為に基づく損害賠償請求（但し、一部請求）として、また、被告川口食肉に対しては、被告大和屋の被告川口食肉に対する債務不履行に基づく損害賠償請求の代位行使または不法行為として、請求の趣旨記載の判決を求める。

また、原告被害者らは、被告大和屋に対し、製造物責任法または不法行為に基づく損害賠償請求として、請求の趣旨記載の判決を求める。

証 拠 方 法

甲第1号証	登記簿謄本
甲第2号証	登記簿謄本
甲第3号証	登記簿謄本
甲第4号証	富山県などで発生した焼肉チェーン店における食中毒について（中間報告）

甲第5号証の1	決算報告書（第12期）
甲第5号証の2	決算報告書（第13期）
甲第5号証の3	決算報告書（第14期）
甲第6号証	通知書
甲第7号証	回答書
甲第8号証	調停不成立証明書
甲第9号証	平成23年5月28日付読売新聞の記事
甲第10号証	牛肉安全確認証
甲第11号証	登記簿謄本
甲第12号証	通知書

附 属 書 類

1	訴状副本	2通
2	甲号証写し	各3通
3	資格証明書	3通
4	証拠説明書	3通

当 事 者 目 録

- 〒 9 2 1 - 8 0 1 1 石川県金沢市入江二丁目 8 2 番地 1
ノエビアビル 1 階
原告 株式会社フーズ・フォーラス
代表者 代表清算人 大 村 安 孝
- 〒 1 0 1 - 0 0 5 2 東京都千代田区神田小川町 1 - 1 山城ビル 6 階
かつま法律事務所（送達場所）
TEL 03-3518-4591 FAX 03-3518-4592
上記訴訟代理人
弁護士 小 野 聡

〒173-0014 東京都板橋区大山東町20番3号
被告 株式会社大和屋商店
代表取締役 長 田 長 治

〒173-0014 埼玉県川口市領家四丁目7番18号
被告 川口食肉荷受株式会社
代表取締役 石井 一雄

作成者目録

以上のとおり、被告らに対し提訴いたします。

原告氏名 * 1	株式会社フーズ・フォーラス
原告住所	〒
原告電話番号* 2	
原告FAX番号* 2	
原告訴訟代理人氏 名・住所・連絡先 * 3	〒 弁護士 小野 聡 印
送達場所 (いずれか に○)	原告本人住所 ・ 上記代理人住所

* 1 法定代理人がある場合は、法定代理人の氏名の記載も必要です。

* 2 代理人名義で共同原告となる場合は記載不要です。

* 3 代理人名義で共同原告となる場合は記載して下さい。

訴訟代理人は弁護士に限られます。

